平成２６年（フ）第１８号
熊本県人吉市下永野町1289番地
債務者　寄田　広見
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第１７７号
栃木県宇都宮市雀の宮１丁目20番19号　第一朝日マンション203号
債務者　柳岡　真一
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７８号
栃木県宇都宮市雀の宮１丁目20番19号　第一朝日マンション203号
債務者　柳岡　愛子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９４号
栃木県栃木市川原田町367番地　メールドルミエールＢ102
債務者　川崎　麻美
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０１号
栃木県宇都宮市御幸町78番地５、前住所栃木県宇都宮市東宿郷２丁目16番13号
債務者　礒　　弘人
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１６号
栃木県矢板市中972番地６　ニューウイングタカハシ206号、前住所栃木県小山市大字千駄塚316番地　千駄塚市営住宅Ａ棟595号
債務者　外間　政幸
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３１号
岡山市南区浦安南町57番地２
債務者　藤原　香苗
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７４号
岡山市中区高島２丁目６番９―３号　高島市住Ｄ220―３
債務者　福井由美子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８３号
岡山市中区西川原１丁目15番14―２号　Ｂ―201、旧住所岡山市北区白石西新町３番地107303
債務者　宮下　雅子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０２号
北海道中川郡池田町字利別本町22番地の19
債務者　工藤　智美
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
東京都羽村市富士見平２丁目６番地２
債務者　鈴木　豊一
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３１号
栃木県栃木市岩舟町下津原424番地４
債務者　坂本　一也
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第６７４号
静岡市駿河区丸子４丁目20番７―102号
債務者　山口　和惠
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３３号
静岡県島田市島919番地の２
債務者　栗原　　磨
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２４６号
千葉県船橋市三咲６丁目28―２
債務者　坂詰　重雄
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部